

平成30年(行ウ)第8号 行政文書一部不開示処分取消請求事件

原 告 佐藤博文

被 告 国(処分行政庁 防衛大臣)

第2準備書面

平成30年12月14日

札幌地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人 中野雅文 

五味亮一 

松下洋 

宇野文裕 

早川則夫 

黒壁義紀 

真木伸康 

桑原英昭 

川井友博 

町田一仁

濱本正美

引田雅樹

杉崎健二

山本裕一

瀬戸隆宏

佐々木香保里

大谷昌孝

被告は、本準備書面において、原告の2018年10月19日付け第1準備書面（以下「原告第1準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論を行った上で、原告第1準備書面及び原告の2018年11月1日付け第2準備書面（求釈明）（以下「原告第2準備書面」という。）における求釈明に対して回答する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに定めるもののほか、従前の例による。

第1 原告の主張に対する反論

1 識別される特定の個人に関する情報の全体が不開示情報であること

(1) 原告の主張

原告は、原告第1準備書面第2の2(3)イ（1, 2ページ）において、被告の平成30年8月2日付け第1準備書面（以下「被告第1準備書面」という。）「別紙3記載の項目名および項目の意味からは、当該情報が開示されたとして直ちに特定の個人を識別することができる情報にはならない」として、「例えば、氏名を秘した状態で、『方面』、『所属』、『年齢』、『階級』、『場所』、『出身』、『海外派遣』の欄のいずれかあるいは複数が開示されていたとしても、およそ特定の個人を識別することは困難」であると主張する。

(2) 被告の主張

ア 法5条1号の解釈

被告第1準備書面第3の1(2)イ（7ページ）で述べたとおり、法5条1号にいう「特定の個人を識別することができるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述等の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体であって、個人を識別し得る情報のみならず、それ以外の「個人に関する情報」も含まれる。

なぜなら、法5条1号の文言をみると、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により」の部分が「特定の個人を識別することができるもの」の前に付加されており、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等」それ自体として個人を識別し得る情報のみならず、その情報と一体となっている個人に関する情報についても不開示情報となることが、条文の文言上明確になっているからである（乙第2号証〔宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説〔第7版〕」〕71ページ参照）。

原告の上記(1)の主張は、「個人に関する情報」のうち「個人を識別することができる」部分のみが不開示情報になるとの理解を前提としているように解されるが、法5条1号の解釈を誤っているといわざるを得ず、失当である。

イ 本件対象文書への当てはめ

これを本件対象文書についてみると、被告第1準備書面第3の3(2)ア(9, 10ページ)で述べたとおり、本件対象文書には、表形式で、1行につき1人の自殺した自衛隊員に係る情報が、項目ごとに区別して記録されているため、「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報の範囲には、氏名が記載されている項目のみならず、氏名以外の全ての項目も、氏名により識別される特定の個人に関する情報に当たる。

したがって、本件不開示部分は、全て「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報である。

このように、原告の主張には理由がない。

2 陸上自衛隊の定員や現員数は、特定の個人を識別し得るか否かの判断に影響を及ぼさないこと

(1) 原告の主張

原告は、原告第1準備書面第2の2(3)ウ(2ページ)において、「平成28(ママ)防衛白書によれば、陸上自衛隊の定員は15万863人、201

6年3月31日現在の現員数は13万8610人」であり、「他方、平成28年度の自殺者は46人」であることから、「開示の対象となる集団の構成員が極めて大きい場合には、当該個人が識別される可能性は一般的に低い」と主張する。

(2) 被告の主張

上記1(2)のとおり、本件対象文書には、氏名によって特定の個人を識別することができる情報が記載されており、その情報の全体が不開示情報に当たることは明らかであるから、いわゆるモザイクアプローチによって特定の個人を識別することができるかを論じる実益はないというべきであるが、念のため、上記(1)の原告の主張に対し、反論する。

ア 法5条1号の解釈

被告第1準備書面第3の1(2)ウ(7, 8ページ)で述べたとおり、当該情報単独では特定の個人を識別することができないとしても、他の情報と照合すること(いわゆるモザイクアプローチ)により特定の個人を識別することができるときには、個人識別情報として不開示情報となる。このモザイクアプローチを行う場合には、一般に容易に入手し得る情報を基準とするのではなく、当該個人の同僚、家族等のみが知り得る情報を基準に、特定の個人を識別することができるか否かを判断すべきである。

なぜなら、法は何人にも開示請求権を認めており、当該個人の同僚、親族等の当該個人と特殊な関係にある者も開示請求をする可能性があり、そのような者が開示請求を行ったとしても、当該個人が識別されなければならないからである。

確かに、「個人識別性の判断に際しては、対象となる集団の規模が重要な考慮要素になることがある」ことは、乙第2号証(74ページ)に記載されているとおりである。しかしながら、対象となる集団の規模は、飽くまでも当該個人の同僚、親族等のみが知り得る情報を基準として特定の個

人を識別することができるか否かを判断するに当たっての考慮要素になり得る場合があるというのにとどまる。

イ 本件対象文書における検討

これを本件対象文書についてみると、自殺した自衛官の親族やその自衛官が所属していた駐屯地等の同僚は、当該自衛官が自殺したこと、その自衛官の氏名等本件対象文書に記載されている各項目の全部又は一部を知り得る立場にあった。

加えて、陸上自衛隊の定員や現員数に対し、各年度における自殺者の総数は数十人であったから、本件対象文書の項目の一部に当てはまる者が極めて限られ得ることは容易に想定できる（例えば、ある年度の自殺者のうち、ある階級に属していた自衛官が1人である場合など）。

このように、原告が指摘する陸上自衛隊の定員や現員数と自殺者の総数という事情は、自殺した親族や同僚等が知り得る情報を基準に本件対象文書の項目の一部によって特定の個人を識別することができるか否かを判断するに当たって、これを容易にする事情として考慮すべきものである。

したがって、原告の上記(1)の主張には理由がない。

第2 原告の求釈明に対する回答

1 原告の求釈明の内容

- (1) 本件対象文書の一部の項目を開示することが、「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報の開示に当たる理由（原告第1準備書面第3の1(1)〔3, 4ページ〕）
- (2) 本件対象文書の一部の項目に係る情報が、「その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができる」ものに当たる理由（原告第1準備書面第3の2(1)〔5, 6ページ〕）
- (3) 本件対象文書の一部の項目に係る情報が、「『公にすることにより、なお

個人の権利利益を害するおそれがある』個人に関する情報と判断した」理由
(原告第1準備書面第3の3(1) [7ページ])

(4) 自殺者と訓練死者との間で、「特定の個人を識別することができる」か否かの判断基準が異なるのか、異なる場合にはその理由 (原告第2準備書面2 [1, 2ページ])

2 求釈明に対する回答

(1) 上記1(1)の求釈明に対する回答

上記第1の1(2)アで述べたとおり、法5条1号にいう「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述等の部分だけでなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人に関する情報の全体である。

そして、上記第1の1(2)イで述べたとおり、本件対象文書においては、氏名が記載されている項目のみならず、氏名以外の全ての項目も、氏名により識別される特定の個人に関する情報に当たる。

原告は、各項目ごとに、それを開示することが、「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報の開示に当たる理由について釈明を求めているが、その理由は上記で述べたところに尽きており、項目ごとに個別に釈明する必要性を認めない。

(2) 上記1(2)の求釈明に対する回答

法5条1号は、「氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの」と規定しており、その文言上、特定の個人を識別する端緒となる情報として「氏名」を例示していることは明らかである。そのため、行政文書に、氏名によって特定の個人を識別することができる個人に関する情報が記録されていれば、行政機関の長は、当該行政文書について開示義務を負わないのであって、当該行政文書に「その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができる」個人に関する情報が記録さ

れているか否かを検討する必要はない。

本件対象文書には、いずれも氏名が記載されているから、更に「その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができる情報」が記載されているかを検討する必要はない（上記第1の2でも述べたとおり、被告第1準備書面第3の2(3)〔11ページ〕における検討は、本来は必要がない念のための検討である。）。

以上に照らし、上記1(2)の原告の求釈明に対し、釈明の要を認めない。

(3) 上記1(3)の求釈明に対する回答

上記第1の1(2)イで述べたとおり、本件不開示部分は、全て「特定の個人を識別することができる」個人に関する情報であるため、防衛大臣が本件対象文書の開示義務を負わないことは明らかである。したがって、本件不開示部分に記載されている情報が、法5条1号後段の「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある」ものであるか否かを更に検討する必要はない（上記第1の2と同様に、被告第1準備書面第3の2(4)〔11、12ページ〕の検討は、本来は必要がない念のための検討である。）。

そのため、上記1(3)の原告の求釈明に対し、釈明の要を認めない。

(4) 上記1(4)の求釈明に対する回答

ア 甲第11号証の文書が照屋寛徳衆議院議員（以下「照屋議員」という。）

に交付された経緯について

(ア) 甲第11号証の文書は、照屋議員が平成30年4月6日付けで防衛省に対してした資料要求に応じて、防衛省が照屋議員に交付したものである。

(イ) 防衛省が甲第11号証の文書を照屋議員に交付した理由は、次のとおりである。

すなわち、国会法104条1項は、「各議院又は各議院の委員会から審査又は調査のため、内閣、官公署その他に対し、必要な報告又は記録

の提出を求めたときは、その求めに応じなければならない。」と規定し、憲法62条に基づく国政調査権の行使として、広く情報収集の手段を認めている。

もっとも、国会法104条1項は、「各議院又は各議院の委員会」に報告又は記録の提出を求める権限を与えており、個々の国会議員に内閣、官公署等に対する資料要求の権限を認めた明文規定はない。

しかしながら、国会議員個人が国会審議に際して行う資料要求が、最終的には委員会等による要求につながることもあり得ることから、国会が調査機能を十分に発揮する上で、個々の国会議員による資料要求もまた重要であり、政府には可能な限りの協力が求められている(乙第3号証)。

そのため、防衛省は、照屋議員からの資料要求に対し、甲第11号証の文書を交付することで、これに協力したのである。

イ 釈明の要を認めないこと

このように、甲第11号証の文書は、法5条に基づき照屋議員に開示されたものではない。したがって、原告の上記1(3)の求釈明は本件と関連性がないから、釈明の要を認めない。

第3 結語

よって、本件対象文書はいずれも法5条1号に該当する不開示情報が記録されている行政文書であることは明らかであるから、原告の請求には理由がない。

以上